

居宅介護支援 重要事項説明書

介護保険法関連法令に基づき、当事業者の居宅介護支援の提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者の概要

名 称	居宅介護支援事業所 夢の樹の郷
所 在 地	〒411—0902 静岡県駿東郡清水町玉川183-1
電 話 番 号	055-971-1000
法人種別及び名称	医療法人社団 敬寿会
代 表 者 職	理 事 長
代 表 者 氏 名	水谷 正昭
管 理 者 氏 名	吉田 未帆
介護保険事業所番号	2251380024
指 定 年 月 日	平成15年5月15日
サービスを提供する 通常の実施地域	清水町、三島市、長泉町、函南町（西小校区）、 沼津市（〒411-01XX、411-02XX、411-03XX 以外の地域）

2. 職員の定数

職 種	員 数	勤 務 形 態	保有資格の内容
管理者（兼） 介護支援専門員	1人	常勤 兼務 1人	
介護支援専門員	2人	常勤 専従 2人	

（令和7年4月1日現在）

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日 ～ 金曜日 （国民の祝日・年末年始12月30日～1月3日を除く）
営業時間	8:30 ～ 17:00

4. 居宅介護支援の概要

居宅介護支援は、利用者が要介護状態となった場合においても可能な限り自宅で自立した生活を営む事ができるよう、介護支援専門員が、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた居宅サービスを利用するための居宅サービス計画書を作成し、その計画に基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

5. サービスの内容

- 1) 利用者からの相談に応じ、利用者自らの選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが利用できるよう情報の提供を行います。
- 2) 利用者や家族の意向を基に居宅サービス計画書を作成します。
- 3) 利用者及びその家族、サービス事業者、医療機関との連携を継続的に行います。
- 4) 利用者が在宅において日常生活を営むことが困難と認められる場合、又は利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合には、その施設への情報提供や便宜を図ります。

6. 利用料金

1) 介護保険適用部分の利用料

居宅介護支援の料金は、基本的に介護保険から全額支給されます。但し、保険料の滞納等がある場合は、当該指定居宅介護支援に係る費用をお支払い戴くこととなります。

この場合、当事業所よりサービス提供証明書を発行しますので、市町村の窓口に提出し、払い戻しを受けることができます。

介護度	要介護 1・2	要介護 3・4・5
基本単位	1,086 単位	1,411 単位
金額	11,321 円	14,709 円

※金額については、清水町の地域区分「7級地」であるため、単位数に 10.21 円を乗じた額となります。

※介護職員等処遇改善加算（2.1%）

2) 交通費

サービスを提供する通常の実施地域については無料です。実施地域外については、通常の範囲を越えた地点から起算して、1 キロメートル当たり 15 円の交通費をいただきます。

3) 支払方法

上記などにより当事業者から請求が生じた場合のお支払いについては、月ごとの精算とし、翌月 12 日までに、請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払い下さい。

尚、お支払い方法については、窓口での現金支払い、銀行振込（振込手数料は利用者負担）の 2 方法があります。

7. サービス利用にあたっての留意事項

利用者が、医療機関に入院された場合は、入院時に担当している介護支援専門員(ケアマネ)の氏名等を必ずその入院先医療機関にお伝え下さい。

8. 契約の終了

利用者は、いつでもこの契約を解約できます。ただし、利用者側に問題が生じた場合は契約を解除することがあります。又、次の事由に該当する場合、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入院又は、入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

9. 契約の解除

事業者は、利用者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の事前の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となったときは、文章による通知によりこの契約を解除することができる。

10. 事故発生時の対応

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

又、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 苦情解決の体制及び手順

- 1) 当事業者の居宅介護支援（介護支援専門員）及び当事業者が作成した介護サービス計画に基づいて提供しているサービスについて、いつでも苦情を申し立てることができます。

① 苦情相談窓口

居宅介護支援事業所 夢の樹の郷 担当：吉田 未帆

電話 055(971)1000

受付時間 8:30～17:00 月曜日～金曜日

(国民の祝日、年末年始 12月30日～1月3日を除く)

② 体制及び手順

ア 苦情があった場合には、利用者側と連絡をとり、直接利用者宅に伺うなどして、事情を聞き、苦情内容の確認をします。

イ 担当者は、苦情の内容を管理者へ書面にて報告します。

ウ 管理者は、担当者及び他の従業者を加え、苦情解決に向けた検討を行います。

エ 管理者は、上記検討の結果を基に、謝罪する等の具体的な対応を指示します。

オ 苦情解決結果を台帳に記録し、再発防止に役立てます。

- 2) 当事業所の窓口以外、市町村や国民健康保険連合会窓口にも苦情を申し立てることができます。

清水町役場 福祉介護課 電話 055(981)8213

三島市役所 長寿介護課 電話 055(983)2607

長泉町役場 長寿介護課 電話 055(989)5511

函南町役場 福祉課 電話 055(979)8126

沼津市役所 介護保険課 電話 055(934)4836

国民健康保険団体連合会 介護保険課【苦情専用】

電話 054(253)5590

12. 指定居宅サービス事業所の紹介等

利用者及びご家族は、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が出来ます。又、その計画に位置付けた理由についての説明を求める事も出来ます。

13. ケアプランに位置付けた各サービスの利用割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護 地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は、別紙のとおりとなります。

14. 虐待の防止について

当事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。
虐待防止に関する担当者（居宅介護支援事業所管理者・吉田 未帆）
- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- ⑤ 虐待の防止のための指針を作成します。

15. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、居宅介護支援の業務継続に向けて、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- ② 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- ③ 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

16. 感染症の予防及びまん延の防止について

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね毎月開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に行っています。
- ④ 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ⑤ 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

提供すべきサービスについては、十分にご説明させていただきますが、ご不明な点などございましたら遠慮なくご相談下さい。

年 月 日

居宅介護支援の提供に当たり、説明書に基づいて重要事項を説明しました。

(事業者) 所在地 静岡県駿東郡清水町玉川 1 8 3 - 1

名 称 居宅介護支援事業所 夢の樹の郷

説明者 印

説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住 所

氏 名 印

(代理人) 住 所

氏 名 印